

船舶事故調査報告書

平成30年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成30年4月29日 21時00分ごろ
発生場所	播磨灘の鹿ノ瀬付近 上島灯台から真方位161°5.3海里 (概位 北緯34°36.2′ 東経134°44.9′)
事故の概要	プレジャーヨットミストは、東進中、のり養殖施設に乗り入れ、同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成30年5月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット ミスト、5トン未満（長さ7.40m）
船舶番号、船舶所有者等	253-2482大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船底外板に擦過傷 のり養殖施設 枠ロープの切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の中央期 兵庫県洲本市、同県南あわじ市及び同県明石市には、平成30年4月29日17時42分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、南あわじ市福良港に向けて、淡路島西方沖を機帆走により南西進中、船長が、主機に不具合が生じたので帆走に切り替えて航行を続けていたが、波浪が大きくなったことを感じて明石市明石港へ帰港することとし、南あわじ市雁子岬西方沖を北進した。 船長は、鹿ノ瀬付近に設置されたのり養殖施設（以下「本件施設」という。）の存在を示すブイを右舷方に視認しながら操船中、同ブイが見当たらなくなったので、本件施設の北方を通過したと思い、針路を右に転じて東進したところ、本件施設に乗り入れた。 船長は、主機に不具合が生じた後、航海灯の電源を確保するため、GPSプロッターの電源を切っていた。 本件施設は、五角形の各辺にブイが設置されており、その外周の北方、北西方及び南方に黄色の標識灯が、さらにその外周の西方に鹿ノ瀬西方灯浮標が、南方に鹿ノ瀬灯浮標がそれぞれ設置されていた。
分析	本船は、播磨灘の鹿ノ瀬付近を東進中、船長が、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、本件施設の存在を示す灯浮標に気付

	<p>かずに航行し、本件施設に乗り入れ、本件施設が損傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、播磨灘の鹿ノ瀬付近を東進中、船長が、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、本件施設の存在を示す灯浮標に気付かずに航行し、本件施設に乗り入れたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に航行予定海域の水路調査を十分行い、養殖施設の設置区域、標識灯等の位置を把握しておくこと。 ・ 養殖施設の設置区域付近を航行する場合は、見張りを厳重に行って標識灯等を見落とさないようにするとともに、養殖施設の設置区域から十分に距離を隔てて航行すること。